

防犯カメラ設置費用の一部を助成します

令和8年度高岡市安全安心見守りカメラ設置事業補助金

趣旨

安全なまちづくりの実現に向け、屋外の公共空間での犯罪を抑止するため、自治会、防犯、交通等の各種地域団体が防犯カメラを設置する場合に、市がその初期費用の一部を助成するものです。

補助要件 ・ 補助額

次のいずれかに該当するものであること。

- 1 指定通学路への設置 → 補助額10万円（上限）
 - 2 指定通学路以外への設置 → 補助額5万円（上限）
- ※ 指定通学路以外への設置は、富山県警察の「安全安心見守りカメラ事業」により防犯カメラを借り受け、設置をした後に買い取った場合のみ対象。

対象経費

- 防犯カメラの初期設置費用
- 防犯カメラの買取費用

※ いずれも、モニター・タブレット等のオプション品、各種申請、占用料等、地代、専用柱、高所作業等特殊な設置工事、維持管理等に係る経費を除く。

応募締切

令和8年12月25日（金）
予算の上限に達し次第終了となります。

申請要領

- 申請書に下記の書類を添え、高岡市市民生活課にご提出ください。※申請様式は市ホームページに掲載しております。
 - ①事業概要書
 - ②見積書の写し
 - ③会則の写し
 - ④役員名簿の写し
 - ⑤防犯カメラ管理運用規程（案）
 - ⑥防犯カメラの設置に係る同意等に関する報告書
 - ⑦通学路以外に設置する場合は、県警事業を活用する際の借受書の写し
- 補助台数は、1団体2台までです。

申請相談 窓 口

高岡市役所 市民生活課（7階）
電話 20-1342
FAX 20-1666



防犯カメラ作動中

防犯カメラ設置・補助金申請について

【防犯カメラ設置前の団体（自治会等）内での検討事項】

- 設置箇所
 - ・ 「所有者及び撮影範囲に入る住民」の同意が得られる場所
 - ・ 設置箇所が指定通学路に該当するかどうかは、小学校や中学校にご確認ください。
- 設置業者
 - ・ 通学路以外への設置で補助金を申請する場合は、県警レンタルカメラの利用が必須です。
※ 県警レンタルカメラの利用の相談は、高岡警察署生活安全課（23-0110）まで。
- 設置費用やランニングコスト（電気代、保守・管理費等）

設置箇所

「指定通学路」

「指定通学路」以外

一般業者 防犯カメラの機種代、設置費用や保守・管理費用は業者によって異なる	県警レンタルカメラ <ul style="list-style-type: none">・ 4か月間の借受け設置・ 4か月間は電気代の負担と設置箇所の提供のみ・ 借受け終了後、買取り可能	県警レンタルカメラ <ul style="list-style-type: none">・ 4か月間の借受け設置・ 4か月間は電気代の負担と設置箇所の提供のみ・ 借受け終了後、買取り可能
---	--	--

市に申請書提出

- ・ 事業概要書（設置場所、財源）
- ・ 見積書の写し
- ・ 申請団体の会則の写し、役員名簿の写し
- ・ 防犯カメラの仕様が分かる資料の写し
- ・ 借受書の写し（指定通学路以外の場合のみ）
- ・ 防犯カメラ管理運用規程（案）
- ・ 設置に係る同意等に関する報告書

市から交付決定通知書送付

防犯カメラ設置または県警レンタルカメラの
買取り（業者から領収書受領）

市に実績報告書の提出

- ・ 事業報告書（設置場所、財源）
- ・ 領収書の写し
- ・ 防犯カメラ管理運用規程
- ・ 防犯カメラの撮影画像
- ・ 防犯カメラが設置された状況の写真

市から補助金交付確定通知書送付

市に請求書の提出

市から補助金支払い